商品概要説明書

介護支援定期貯金

(7年3月3日現在)

	·
商品名	·介護支援定期貯金
	(愛称: J A介護支援貯金)
ご利用いただける方	・個人のみ
1,4,1,	(下記の条件に該当する要介護者本人および同居する家族で当店にて利用の申
	込みをされ、利用カードの交付を受けた方(利用カードに記載される要介護
	者および同居の家族))
	(1)日常生活において、杖・器具等を使用もしくは他人の介助によっても歩行で
	きず、常時寝たきり(歩行できない)の状態にあり、かつ日常の生活動作が
	次の3項目以上に該当する方。
	①排尿・排便の後始末ができない。
	②食事が自分ではできない。
	③衣服の着脱が自分ではできない。
	④入浴が自分ではできない。
	(2) 認知障がいの症状が常に介護を必要とする状態にあり、かつ次のいずれかの
	項目に該当する方 (意識障がいによるものを除く)。
	①次の見当識障がいのいずれかに該当する。
	・時間の見当識障がいが常時ある(季節や朝、昼、夜等時間が判らないことが
	常時ある)。
	・場所の見当識障がいがある(自分がいる場所、自宅の住所が判らないことが
	ある)。
	・人の見当識障がいがある(日常接している家族、周囲の人が判らないことが
	ある)。
	②意思疎通が乏しく困難で、簡単な日常会話すらおぼつかない。
	(3)介護保険法にもとづき市町村の認定する要介護2~5のいずれかに該当す
	る方。
#n BB	
期間	・1年の定型方式
	・自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・ 1 円以上 500 万円以内
	(要介護者本人および同居の家族を合算し、500万円を限度とします。)
(3)預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。
	・この貯金を書替える場合(自動継続の場合を含みます。)には、書替日当日の
	JA所定の利率を当該満期日まで適用します。
(0) 400 474	・満期日以後に一括して支払います。
(2)利払頻度	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(3)計算方法	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
(4)税 金	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
(5)金利情報の入	
手方法	
手数料	_
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。
11/11/10 くる 公村が事場	
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。

	・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳 レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	(2)6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう
	ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満
	たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により
	保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理部(電話:046-
	221-7292) にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦
	情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦
	情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を
	受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JAリスク管理部またはJAバンク
	相談所にお申し出ください。
	神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)
その他参考となる	・利用カードは、診断書等の要介護者確認資料により上記条件を確認したうえ
事項	で交付し、利用期限は利用開始日(更新日)から3年後の応当日とします。
	ただし、全てのJA介護支援貯金が解約された場合は、その時点で利用期限
	となります。3年経過後に引き続き利用がある場合は、そのつど上記条件の
	確認資料をご提出いただきます。
	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
	算します。
	・お取扱いはJA介護支援貯金利用カードに記載の店舗に限ります。
	・継続を停止した場合の満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
	- る普通灯金利率により計算します。 - 本商品は利用分量配当金の対象外となっております。
	● 本間面は利用分量配目金の対象外となっております。● ・金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させてい。
	・ 金利情勢等により、適用金利が変更になる場合で、お取扱いを中止させてい ただく場合がございます。
	ににて勿口がこでヾ゙まゞ。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAあつぎ